

亀山市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年2月7日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

徳原自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 谷口 邦則

亀山市川崎町1936番地3

変更後 谷口 善典

亀山市川崎町4779番地1

3 変更の年月日

平成31年2月1日

4 変更の理由

任期満了による